

市町村	事業名	事業概要	補助率	補助限度額	対象用途	対象者	担当課	連絡先	リンク	備考
徳島市	-									
鳴門市	空き家判定業務支援事業	空き家判定業務及び空き家判定業務の検査に要する経費を補助する。		空き家判定業務費用81,480円のうち6万円以内	・空き家バンクに登録されたもの	・空き家バンク登録者 ・空き家バンク利用登録を行う移住者	商工政策課	088-684-1158	https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/ijyu/index.html#hantei	
	空き家リフォーム支援事業	移住者の居住の用に供するために行う空き家住宅のリフォーム工事を補助する。	1/2	20万円以内	・空き家バンクに登録されたもの	・空き家バンク登録者	商工政策課	088-684-1158	https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/ijyu/index.html#reform	
	移住者向け空き家リフォーム支援事業	移住者が自ら居住するために行う空き家住宅のリフォーム工事を補助する。	1/2	40万円以内	・空き家バンクに登録されたもの	・空き家バンク利用登録を行う移住者	商工政策課	088-684-1158	https://www.city.naruto.tokushima.jp/kurashi/ijyu/index.html#ijyusha	
小松島市	小松島市空き家再生等促進事業	小松島市空き家バンク登録に向け、空き家物件の詳細な情報を調査し、老朽度や利活用の可否を調査する費用の一部を補助する。		・空き家判定業務費用81,480円のうち73,480円を補助(自己負担8,000円) ・耐震診断費用(木造)50,000円を補助	・移住者向け住宅	・市内に空き家を所有している方	企画政策課	0885-32-2127	https://www.city.komatsushima.lg.jp/docs/akiyabank.html	
	小松島市住宅リフォーム支援事業	市内の施行業者によるリフォーム工事(30万円以上)を行う方に、費用の一部(最大15万円)を補助する。	1/5	15万円	・市内の個人住宅 ・市内の併用住宅 ※空家でもリフォーム後に居住する場合は可	・対象住宅の所有者	住宅課	0885-32-2120		
	小松島市空き家再生等促進事業補助金(空き家スマート化リノベーション支援事業)	空き家等を改修して、宿泊施設や物品販売等を営む店舗また飲食店等、地方創生に貢献する目的を有するものとして活用するために行うリノベーション工事に補助金(補助対象経費の2/3、最大320万円)を助成する。	2/3	320万円	・地方創生対応型施設	(1)補助対象建築物の所有者 (2)補助対象建築物を賃貸又は購入しようとする者	住宅課	0885-32-2120		要件を満たせば、小松島市木造住宅耐震化促進事業との併用も可能な場合もあります。
吉野川市	吉野川市移住促進空き家リノベーション支援事業	移住者が空き家バンクに登録された空き家を購入、又は貸借しリノベーションする場合、工事費用の一部を補助する。	2/3	320万	・移住者向け住宅	・空き家バンク利用登録を行う移住者	建築営繕室	0883-22-2224	https://www.city.yoshinogawa.lg.jp/docs/2024032800016/	
阿波市	阿波市定住促進リフォーム補助金事業	空き家等を移住者向け住宅や併用住宅で事業を営む者が改修する費用の一部を補助する。	4/10	80万	・移住者向け住宅	・移住者	住宅課	0883-36-8731		